

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内への省エネルギー関連設備、創エネルギー関連設備及び蓄エネルギー関連設備の導入を促進し、地球温暖化対策の推進と県内産業の振興を図ることを目的とする。

(補助対象設備)

第3条 この要綱において「補助対象設備」とは、県内企業が製造・加工した設備や、県産の原材料をもとに製造・加工され、県が山口県産省・創・蓄エネ関連設備登録制度に登録した「山口県産省・創・蓄エネ関連設備」とする。

2 補助対象設備は、新たに設置されるものであり、設置前において使用に供されていないものに限る。

(補助事業者)

第4条 この要綱に基づく補助の申請ができる者は、山口県内の住宅（自ら居住又は居住する予定の住宅に限る。）に、補助対象設備を設置（住宅の新築にあわせた設置を含む。）し、若しくは補助対象設備が設置された山口県内の建売住宅を購入する者で、県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がない個人（以下「補助事業者」という。）とする。

2 自己の所有でない住宅に補助対象設備を設置する場合には、当該住宅の所有者の承諾を得なければならない。

(補助対象事業等)

第5条 補助金の交付の対象となる事業、補助金額及び補助要件は、別表第1に定めるとおりとする。但し、次条に定める事前審査申請書の提出時において、当該事業を着工している場合は、補助の対象としない。

(事前審査の申請)

第6条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、あらかじめ別記様式第1号により、次に掲げる書類を添えて、別に定める日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書及び収支予算書（事前審査申請書：別紙）
- (2) その他、知事が必要と認める書類

(審査結果の通知)

第7条 知事は、前項の事前審査申請書の提出があった場合において、その内容を審査の上、補助金の交付を可とするときは補助金交付内示額を示すとともに、これに必要な条件を付することができる。

2 知事は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、その決定の内容を補助金交付に係る事前審査の申請をした者に通知するものとする。

(事業着手及び変更等承認の申請)

第8条 補助事業者は、前条第2項の規定により補助金の交付を可とする通知を受けたときは、速やかに事前審査申請書に記載した事業に着手しなければならない。

2 補助事業者は、第6条の事前審査申請書の内容に次に掲げる変更をしようとする場合、又は事業を中止若しくは廃止しようとする場合には、あらかじめ、事前審査事項変更(中止・廃止)承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。但し、次に掲げる変更のいずれにも該当しない軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助金の額の変更を伴う事業費の変更又は事業費の20%を超える変更
- (2) 事業の実施場所の変更
- (3) 補助対象設備の主要構造又は主要機能の大幅な変更
- (4) その他事業の内容の大幅な変更

(補助金の交付申請、実績報告等)

第9条 補助金の交付を申請しようとする補助事業者は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付を可とする通知を受けた年度の3月10日(3月10日が行政機関の休日にあたる場合は、その次の開庁日)のいずれか早い期日までに、補助金交付申請兼実績報告書(別記様式第3号)に次に掲げる書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書及び収支決算書(実績報告書:別紙)
- (2) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金支払請求書(別記様式第4号)を知事に提出するものとする。

2 補助金は、精算払により交付する。

(手続代行者)

第11条 補助事業者は、第6条の事前審査申請書、第8条の事業審査事項変更(中止・廃止)承認申請書、第9条の補助金交付申請兼実績報告書について、補助対象設備を販売する者等に対して、これらの事務の手続を代行させることができる。

2 手続代行者は、手続を誠意を持って実施するものとし、手続の代行を通じ、補助事業者に関して得た情報は、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)に従って取り扱うものとする。

(財産処分の制限)

第12条 補助事業者は、規則第18条の規定に基づき、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分について承認を得ようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書(別記様式第5号)を知事に提出し、その承認を得なければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

- 附 則
この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第1（第5条関係）

補助対象事業、補助金額及び補助要件
<p>【補助対象事業】 新築住宅又は既築住宅において補助対象設備を導入する事業</p> <p>【補助金額】</p> <p>①家庭用蓄電池(太陽光発電システムと連携するもの)：1.25万円/kWh(上限10万円)</p> <p>②太陽熱利用給湯システム</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分離型(強制循環型)：1.2万円/m²(上限4.8万円) ・一体型(自然循環型)：0.5万円/m²(上限1.5万円) <p>③太陽熱利用空調システム：0.8千円/m²(延床面積75m²以上、上限10万円)</p> <p>④地中熱利用システム：0.8千円/m²(延床面積75m²以上、上限10万円)</p> <p>⑤ペレットストーブ：0.5万円/kW(上限3万円)</p> <p>⑥家庭用燃料電池(エネファーム)：定額3.8万円</p> <p>【補助要件】</p> <p>○補助対象設備の施工は県内事業者が発注すること</p>

別記様式第1号

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付に係る事前審査申請書

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住所

氏名

印

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金の交付に係る事前審査を受けたいので、山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 添付書類

- (1) 事業計画書及び収支予算書（事前審査申請書：別紙）
- (2) 補助金交付事前審査結果通知書送付用定形郵便封筒（82円切手を貼付）

2 手続代行者（交付要綱第11条の規定に基づく手続代行者）

住所			
会社名		手続代行者 代表者印	
代表者名			
担当者名			
電話番号			
FAX番号			
Eメール			

- 【代行する事務手続】
- ①事前審査申請書に関すること
 - ②事前審査事項変更（中止・廃止）承認申請書に関すること
 - ③補助金交付申請兼実績報告書に関すること
 - ④補助金支払請求書の送付に関すること

(事前審査申請書：別紙【家庭用蓄電池】)

事業計画書及び収支予算書

新築 既築

ふりがな 氏名		事業実施場所	
事業 実施期間	新築住宅又は既築住宅に補助 対象設備を設置する場合		工事着工予定日 平成 年 月 日 工事完了予定日 平成 年 月 日
	建売住宅を購入する場合		建物引渡予定日 平成 年 月 日
	補助 対象 設備	家庭用蓄電池	区分
メーカー名			
型式名			
蓄電容量			kWh 【小数点以下第2位未満切捨】
関係 設備	太陽 電池 モジュ ール	メーカー名	
		型式名	
施 工 事 業 者 名		注1	【所在市町名： 〃 〃 〃】
支出	所 要 金 額		円【消費税除き】
収入	その他補助金 (申請先)	(〃 〃)	円
	自己負担額		円
	県補助金	注2	円

注1 施工は県内事業者が行うこと

注2 補助金の計算は以下のとおり

導入設備	算定方法 (千円未満切り捨て)
家庭用蓄電池	蓄電容量 (kWh) × 1.25 万円 (上限 10 万円)

(事前審査申請書：別紙【家庭用蓄電池以外】)

事業計画書及び収支予算書

新築 既築

ふりがな 氏名		事業実施場所		
事業 実施期間	新築住宅又は既築住宅に補助 対象設備を設置する場合	工事着工予定日	平成	年 月 日
	建売住宅を購入する場合	工事完了予定日	平成	年 月 日
補助 対象 設備	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用給湯システム <input type="checkbox"/> 分離型（強制循環型） <input type="checkbox"/> 一体型（自然循環型）	メーカー名		
		型式名		
		集熱面積	㎡【小数点以下第2位未満切捨】	
	<input type="checkbox"/> 注1 <input type="checkbox"/> 地中熱利用システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用空調システム	メーカー名	(省エネ設備：)	
		型式名	(省エネ設備：)	
		延床面積	㎡【7.5㎡以上、小数点以下切捨】	
	<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	メーカー名		
		型式名		
		暖房出力	kW【小数点以下第1位未満切捨】	
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 (エネファーム)	メーカー名		
型式名		燃料電池ユニット：	貯湯ユニット：	
施工事業者名		注2 【所在市町名：】		
支出	所用金額	円【消費税除き】		
収入	その他補助金 (申請先)	円 ()		
	自己負担額	円		
	県補助金	注3 円		

注1 太陽熱利用空調システムの場合は、省エネ設備を記入

注2 施工は県内事業者が行うこと

注3 補助金額の計算は以下のとおり（複合導入する場合は、合計金額を記入のこと）

導入設備	算定方法（各システム千円未満切り捨て）
太陽熱利用給湯システム ・分離型（強制循環型） ・一体型（自然循環型）	集熱面積(㎡)×12,000円（上限48,000円） 集熱面積(㎡)×5,000円（上限15,000円）
地中熱利用システム 太陽熱利用空調システム	延床面積(㎡)×800円（上限100,000円）
ペレットストーブ	暖房出力(kW)×5,000円（上限30,000円）
家庭用燃料電池(エネファーム)	定額38,000円

別記様式第2号

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付に係る
事前審査事項変更（中止・廃止）承認申請書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金交付に係る事前審査結果の通知があった補助事業について、下記のとおり事業内容を変更したいので、山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付要綱第8条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の理由及び内容

※中止とは、事業の実施を一時的に中断し、一定の中止期間を経過後に再開することをいうものであり、最終的に事業が完了しない場合には、補助金を交付することはないこと。

※廃止とは、事業の実施を以後取りやめることをいうものであり、実施済みの事業の所要経費に対して、補助金を交付することはないこと。

2 添付書類（事業計画等を変更する場合は、次の書類を修正して提出すること）

- (1) 事業計画書及び収支予算書（事前審査申請書：別紙）
- (2) 補助金交付変更承認通知書送付用定形郵便封筒（82円切手を貼付）

別記様式第3号

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付申請兼実績報告書

平成 年 月 日

山口県知事

様

申請者 住所

氏名

印

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金の交付を受けたいので、山口県補助金等交付規則第3条及び第11条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり提出します。

記

1 添付書類

- (1) 事業実績書及び収支決算書（実績報告書：別紙）
- (2) 補助対象設備の工事請負契約書の写し（補助対象設備が設置された建売住宅を購入する場合は、売買契約書の写し）
- (3) 補助対象設備の設計書又は仕様書の写し
- (4) 補助対象設備の設置状況を示す写真
- (5) 補助対象設備の設置に係る領収書及びその内訳書の写し
- (6) 家庭用蓄電池を設置した場合は、太陽光発電システムと家庭用蓄電池の連係が分かる結線図（系統連系型の場合、電力事業者が発行する家庭用蓄電池の記載のある「電力需給契約のお知らせ」の写しでも可）
- (7) 補助対象設備の引渡書（工事完了報告書の写しでも可）
- (8) 補助金支払請求書（別記様式第4号）
- (9) 納税証明書（県税及び市町税のうち個人住民税について滞納がないことを証するもので、発行後3か月以内の原本）
- (10) 補助金交付決定及び額の確定通知書送付用定形郵便封筒（82円切手を貼付）

(実績報告書：別紙【家庭用蓄電池】)

事業実績書及び収支決算書

新築 既築

ふりがな 氏名		事業実施場所		
事業 実施期間	新築住宅又は既築住宅に補助 対象設備を設置する場合		工事着工日 平成 年 月 日 工事完了日 平成 年 月 日	
	建売住宅を購入する場合		建物引渡日 平成 年 月 日	
	補助 対象 設備	家庭用蓄電池	区分	系統連系型 ・ 非系統連系型 (該当に○)
メーカー名				
型式名				
蓄電容量			kWh 【小数点以下第2位未満切捨】	
関係 設備		太陽 電池 モジュ ール	メーカー名	
			型式名	
施 工 事 業 者 名		注1	【所在市町名： 〃 〃 〃】	
支出		所 要 金 額		円【消費税除き】
収入		その他補助金 (申請先)	(〃 〃)	円
		自己負担額		円
	県補助金	注2	円	

注1 施工は県内事業者が行うこと

注2 補助金の計算は以下のとおり

導入設備	算定方法 (千円未満切り捨て)
家庭用蓄電池	蓄電容量 (kWh) × 1.25 万円 (上限 10 万円)

(実績報告書：別紙【家庭用蓄電池以外】)

事業実績書及び収支決算書

新築 既築

ふりがな 氏名		事業実施場所		
事業 実施期間	新築住宅又は既築住宅に補助 対象設備を設置する場合	工事着工日	平成	年 月 日
	建売住宅を購入する場合	工事完了日	平成	年 月 日
補助 対象 設備	<input type="checkbox"/> 太陽熱利用給湯システム <input type="checkbox"/> 分離型（強制循環型） <input type="checkbox"/> 一体型（自然循環型）	メーカー名		
		型式名		
		集熱面積	㎡【小数点以下第2位未満切捨】	
	<input type="checkbox"/> 注1 <input type="checkbox"/> 地中熱利用システム <input type="checkbox"/> 太陽熱利用空調システム	メーカー名	(省エネ設備：)	
		型式名	(省エネ設備：)	
		延床面積	㎡【7.5㎡以上、小数点以下切捨】	
	<input type="checkbox"/> ペレットストーブ	メーカー名		
		型式名		
		暖房出力	kW【小数点以下第1位未満切捨】	
	<input type="checkbox"/> 家庭用燃料電池 (エネファーム)	メーカー名		
		型式名	燃料電池ユニット：	貯湯ユニット：
	施工事業者名	注2 【所在市町名： 】		
支出	所用金額	円【消費税除き】		
収入	その他補助金 (申請先)	() 円		
	自己負担額	円		
	県補助金	注3	円	

注1 太陽熱利用空調システムの場合は、省エネ設備を記入

注2 施工は県内事業者が行うこと

注3 補助金額の計算は以下のとおり（複合導入する場合は、合計金額を記入のこと）

導入設備	算定方法（各システム千円未満切り捨て）
太陽熱利用給湯システム ・分離型（強制循環型） ・一体型（自然循環型）	集熱面積(㎡)×12,000円（上限48,000円） 集熱面積(㎡)×5,000円（上限15,000円）
地中熱利用システム 太陽熱利用空調システム	延床面積(㎡)×800円（上限100,000円）
ペレットストーブ	暖房出力(kW)×5,000円（上限30,000円）
家庭用燃料電池(エネファーム)	定額38,000円

別記様式第4号

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金支払請求書

平成 年 月 日

山口県知事

様

〒

申請者 住所

氏名

印

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった補助事業について、下記のとおり補助金の支払を受けたいので、山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金交付要綱第10条第1項の規定により請求します。

記

請求金額 金 円

支払方法	精算払
交付決定額	円
確定額	円
既交付額	円
今回請求額	円
差引残額	円

振込先

振込銀行	銀行 金庫 組合	支店（支所） 出張所
口座区分	1 普通預金 2 当座預金	口座番号
口座名義 (カタカナ)		

山口県産省・創・蓄エネ関連設備導入支援補助金財産処分承認申請書

平成 年 月 日

山口県知事 様

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

平成 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定の通知があった補助事業について、下記のとおり財産を処分したいので、山口県補助金等交付規則第18条第1項の規定により財産処分の承認を申請します。

記

1 財産処分の方法

売却 譲渡 交換 貸与 担保 廃棄
その他（具体的に記入： ）

2 財産処分の時期

平成 年 月 日から（平成 年 月 日まで）

3 財産処分の理由

4 財産処分により収益があった場合の金額